

特定非営利活動法人磯路みどりの会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人磯路みどりの会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、磯路地域を拠点に地域や大阪市港区（以下「港区」という）の緑化を推進することにより、港区の内外を問わず多様な活動主体と連携・協働し、持続可能な地域づくりや地域力の向上をめざすすべての人に対して、みどりと親しみ、みどりを愛し、みどりを守り育てる人に優しいまちづくり、豊かな地域コミュニティの醸成、幅広い世代の活動・交流の促進をはかり、もって心豊かなみどりの地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 地域安全活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
- ① コミュニティロードの取組みに関する事業
- ② 環境美化に関する事業
- ③ 地域緑化活動に関する事業
- ④ 地域コミュニティの活性化に関する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第11条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第14条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、又、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第18条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄

- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第23条 総会は、第22条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第22条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第25条、第26条第2項、第28条第1項第2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。
(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名し、又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があつたとき。

(3) 第13条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第31条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第36条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名し、又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 寄附金品

(3) 財産から生じる収益

(4) 事業に伴う収益

(5) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

(5) 破産手続き開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

。(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 孝岡 正基

副理事長 佐野 耕司

理事 杉本 繁光

同 岸 博史

監事 古島 智枝子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、最初の通常総会が終結するまでとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。

役員名簿

特定非営利活動法人磯路みどりの会

役職名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理 事	たかおか まさき 孝岡 正基		無
理 事	さの こうじ 佐野 耕司		無
理 事	すぎもと しげみつ 杉本 繁光		無
理 事	きし ひろし 岸 博史		無
監 事	こじま ちえこ 古島 智枝子		無

設 立 趣 旨 書

特定非営利活動法人磯路みどりの会

設立代表者 孝 岡 正 基

1 趣 旨

特定非営利活動法人磯路みどりの会は、地域の緑の保全や環境美化、地域清掃の啓発などの活動を通じて、住みよい環境を次世代に残すことをめざしています。また、地域の歩道等をコミュニティロードとして創出するための企画立案・推進に取組み、地域住民が安心して過ごせるまちづくりを実現することを目標としています。

現代社会では、環境問題や地域の美化に関する課題が依然として深刻であり、特に都市部では住民が日常的に触れる緑が減少し、美しい景観を維持することが難しくなっています。このような課題に対応するため、私たちは以下の活動を通じて地域社会に貢献したいと考えています。

1. コミュニティロードの取組みに関する事業
2. 環境美化に関する事業
3. 地域緑化活動に関する事業
4. 地域コミュニティの活性化に関する事業

これらの活動を通じて、住民が地域に誇りを持ち、協力して環境維持に取り組むことをめざします。

法人格が必要になった理由（法人格の取得により、以下の点が改善されると考える）

1. 活動に必要な資金調達の透明性確保と信頼性の向上
2. 寄付や助成金を受けやすくすることで活動の規模を拡大
3. 法的な責任を明確にすることで、活動参加者や関係者が安心して協力できる環境を構築

NP0 法人格を選んだ理由（選択した理由は以下の通りです）

1. 地域社会への貢献を目的とした活動には営利を追求しない形式が最適であること
2. NP0 法人格を取得することで、公共性を強調し、地域住民や行政との連携を深めることが可能となる点
3. 税制上の優遇措置が活用でき、活動資金をより効果的に運用できる点

2 申請に至るまでの経過

令和6年8月28日 港区桜通りコミュニティロード代表者を設置

令和6年9月25日 特定非営利活動法人設立のための勉強会開催

令和6年10月16日 発起人会を開催し設立準備委員会を設置

令和7年4月16日 設立総会開催

申請に至った動機と経緯

都市化の進展や自然環境の減少により、地域住民が安心して過ごせる空間や自然との触れ合いが失われつつあります。この状況を受けて、地域住民が協力し合い、環境美化や緑の保全に取り組むことが重要であると考え、私たちは活動を始めることを決意しました。

私たちの活動は、沿道住民有志からなる任意団体「桂音会」が、昭和40年頃に磯路3丁目桜通り（以下「桜通り」という）において同じく沿道住民有志により植樹された街路樹（桜並木）を維持管理する目的でスタートしました。しかし、全国的にソメイヨシノを始めとする桜の老木化が懸念されるなか、長年の維持活動にもかかわらず、植樹から60年近くが経過し、都市部における桜の寿命や災害に対する脆弱性から危険な状態にある木々が増え、さらに根上がりによる歩道の舗装の隆起や伸長した枝葉による視認性の低下など、道路の安全性に問題が生じていました。そのため、行政との協議を経て、令和5年から7年にかけて伐採および撤去を実施しました。

街路樹撤去後の桜通りについては、安全で安心な道路空間を将来に亘って確保しつつ、地域のにぎわいやまちづくりに資する「コミュニティロード」として再整備する取組みを、行政と連携して推進することになりました。この取組みには、地域住民の総意形成が不可欠であるため、地域を代表する各種団体で構成された地域活動協議会などと連携・協働しながら方針を策定することとしました。

方針に基づき活動を本格化するにあたり、資金調達や法的支援の必要性が高まりました。そこで、法人格を取得することで活動基盤を強化し、より広範囲な支援を受けながら活動を展開することが適切であると判断しました。

これらの経緯を経て、この取組みを同様の課題解決に向けたひとつのモデル事業と位置付け、広く地域社会に具体的な貢献を果たすために、NPO法人の設立に至った次第です。

初年度事業計画書

成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人磯路みどりの会

I 事業の実施方針

設立初年度にあたり、法人としての組織基盤を確立するため、磯路地域を代表する各種団体で構成された地域活動協議会などと連携・協働しながら、地域の緑の保全や環境美化啓発などの活動を通じて、住みよい環境を次世代に残すことをめざす。

また、地域の歩道等をコミュニティロードとして創出するため、行政と連携して企画立案・推進の事業に取り組む。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) コミュニティロードの取組みに関する事業

【内 容】 港区桜通りコミュニティロードの在り方や取組方針案の策定に向け、地域各種団体との連携による推進会議の実施。

コミュニティロードのめざす姿など、会議を通して策定された取組方針を周知するための広報を行う。

【実施場所】 磯路会館老人憩の家（大阪市港区磯路3丁目3番20号）

【実施日時】 月1回（コミュニティロード推進会議）、年度内1回（広報紙配布）

【事業の対象者】 磯路地域各種団体役員及び市民等

【収 益】 37,280円（寄附金収入）

【費 用】 37,280円（賃借料：@1,500円×9か月＝13,500円、消耗品費：会議出席者用お茶@108円×15名×9か月＝14,580円、印刷製本費：@2.3円×4,000枚＝9,200円）

(2) 環境美化に関する事業

【内 容】 地域内を清掃することにより、すべての地域住民が気持ちよく暮らせるとようにマナーの向上に役立てる。また、清掃作業をしながらコミュニケーションの活性化を図り、豊かな人間関係と住みよい生活環境を築く。

【実施場所】 磯路小学校周辺、磯路中央公園、港区桜通りなど

【実施日時】 毎月第4日曜日 午前7時～8時（磯路中央公園）

不定期土曜日（港区桜通り、磯路小学校周辺）

【事業の対象者】 磯路地域住民等

【収 益】 41,279円（公的補助金収入）

【費 用】 41,279円（消耗品費：参加者用お茶@108円×24名×9か月＝23,328円、450ポリ袋（10枚）@307円×20袋＝6,140円、軍手12双組@339円×5セット＝1,695円、庭帚@843×12本＝10,116円）

(3) 地域緑化活動に関する事業

【内 容】 桜通り、児童遊園や小学校など公共施設の地域緑化活動を組織的に取り組む。一人ひとりの緑への関心が高まり、参加・実践が増えることで花や緑あふれるまち並

みづくりにつなげる。

【実施場所】 磯路児童遊園、磯路小学校校庭、港区桜通りなど

【実施日時】 年4回（年度内）

【事業の対象者】 磯路地域住民及び市民等

【収 益】 21,196円（公的補助金収入）

【費 用】 21,196円（消耗品費：スタッフ用お茶@108円×25名×4回=10,800円、刈込ばさみ@2,198円×2本=4,396円、芝刈り機用ガソリン代6,000円）

(4) 地域コミュニティの活性化に関する事業

【内 容】 地域における人と人とのつながりによって、こども達の生きる力をはぐくむ地域コミュニティづくりを推進する目的で、地域の児童を中心に住民などが一緒に走り公園内を周回するイベント「公園何周走RUN?！」の連動企画として、参加者自身が周回する公園内の清掃をスポーツ感覚で実施する。

【実施場所】 磯路中央公園（大阪市港区磯路2丁目17番）

【実施日時】 年2回（年度内）

【事業の対象者】 児童及び市民等

【収 益】 46,218円（寄附金収入）

【費 用】 46,218円（保険料：行事スポーツ保険@134円×70人×2回=18,760円、消耗品費：スタッフ用お茶@108円×10名×2回=2,160円、参加者熱中対策用飲料@2,402円（24本入）×3箱×2回=14,412円、45ℓポリ袋（10枚）@307円×10袋×2回=6,140円、軍手12双組@339円×7セット×2回=4,746円）

翌年度事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人磯路みどりの会

I 事業の実施方針

磯路地域を代表する各種団体で構成された地域活動協議会などと連携・協働し、地域の緑の保全や環境美化啓発などの活動を通じて、住みよい環境を次世代に残すことをめざす。

その一環として、地域の歩道等をコミュニティロードとして創出するため、行政と連携して企画立案・推進のモデル化に取り組む。また、港区桜通りコミュニティロードの取組方針に基づく当法人の活動について継続的な情報発信を行い、安全で安心な道路空間を将来的に確保しつつ、地域のにぎわいやまちづくりに資する「コミュニティロード」のモデルとして広く啓発に努める。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) コミュニティロードの取組みに関する事業

【内 容】 港区桜通りコミュニティロードの在り方や取組方針案の策定に向け、地域各種団体との連携による推進会議の実施。コミュニティロードのめざす姿など、会議を通して策定された取組方針を周知するための広報を行う。

【実施場所】 磯路会館老人憩の家（大阪市港区磯路3丁目3番20号）

【実施日時】 月1回（コミュニティロード推進会議）、年度内1回（広報紙配布）

【事業の対象者】 磯路地域各種団体役員及び市民等

【収 益】 46,640円（民間助成金収入）

【費 用】 46,640円（賃借料：@1,500円×12か月＝18,000円、消耗品費：会議出席者用お茶@108円×15名×12か月＝19,440円、印刷製本費：@2.3円×4,000枚＝9,200円）

(2) 環境美化に関する事業

【内 容】 地域内を清掃することにより、すべての地域住民が気持ちよく暮らせるとようにマナーの向上に役立てる。また、清掃作業をしながらコミュニケーションの活性化を図り、豊かな人間関係と住みよい生活環境を築く。

【実施場所】 磯路小学校周辺、磯路中央公園、港区桜通りなど

【実施日時】 毎月第4日曜日 午前7時～8時（磯路中央公園）
不定期土曜日（港区桜通り、磯路小学校周辺）

【事業の対象者】 磯路地域住民等

【収 益】 51,268円（公的補助金収入）

【費 用】 51,268円（消耗品費：参加者用お茶@108円×24名×12か月＝31,104円、45ℓポリ袋（10枚）@307円×25袋＝7,675円、軍手12双組@339円×7セット＝2,373円、庭帚@843×12本＝10,116円）

(3) 地域緑化活動に関する事業

【内 容】 桜通り、児童遊園や小学校など公共施設の地域緑化活動を組織的に取り組む。一人ひとりの緑への関心が高まり、参加・実践が増えることで花や緑あふれるまち並みづくり。

につなげる。

【実施場所】 磯路児童遊園、磯路小学校校庭、港区桜通りなど

【実施日時】 年6回

【事業の対象者】 磯路地域住民及び市民等

【収 益】 26,398円（民間助成金収入）

【費 用】 26,398円（消耗品費：スタッフ用お茶@108円×25名×6回=16,200円、刈込
ばさみ@2,198円、芝刈り機用ガソリン代8,000円）

（4）地域コミュニティの活性化に関する事業

【内 容】 地域における人と人とのつながりによって、こども達の生きる力をはぐくむ地域コミュニティづくりを推進する目的で、地域の児童を中心に住民などが一緒に走り公園内を周回するイベント「公園何周走RUN?!」の連動企画として、参加者自身が周回する公園内の清掃をスポーツ感覚で実施する。

【実施場所】 磯路中央公園（大阪市港区磯路2丁目17番）

【実施日時】 年4回

【事業の対象者】 児童及び市民等

【収 益】 92,436円（民間助成金収入）

【費 用】 92,436円（保険料：行事スポーツ保険@134円×70人×4回=37,520円、消耗
品費：スタッフ用お茶@108円×10名×4回=4,320円、参加者熱中
対策用飲料@2,402円（24本入）×3箱×4回=28,824円、45ℓポリ
袋（10枚）@307円×10袋×4回=12,280円、軍手12双組@339円
×7セット×4回=9,492円）

初年度活動予算書

特定非営利活動法人磯路みどりの会
(単位：円)

成立の日から令和8年3月31日まで

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費			
賛助会員受取会費		0	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	100,000	100,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
受取公的補助金	62,475	62,475	
4. 事業収益			
コミュニティロードの取組みに関する事業収益			
環境美化に関する事業収益			
地域緑化活動に関する事業収益			
地域コミュニティの活性化に関する事業収益		0	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益		0	
経常収益計			162,475
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
業務委託費			
諸謝金	9,200		
印刷製本費			
会議費			
旅費交通費			
通信運搬費			
消耗品費	104,513		
水道光熱費			
地代家賃			
賃借料	13,500		
保険料	18,760		
租税公課			
その他経費計	145,973		
事業費計		145,973	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費			
消耗品費	11,000		
通信運搬費			
旅費交通費			
支払利息			
その他経費計	11,000		
管理費計		11,000	
経常費用計			156,973
当期経常増減額			5,502
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計		0	
当期正味財産増減額			5,502
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			5,502

8年度活動予算書

特定非営利活動法人磯路みどりの会

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費			
賛助会員受取会費		0	
2. 受取寄附金			
受取寄附金		0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	200,000		
受取公的補助金	51,268	251,268	
4. 事業収益			
コミュニティロードの取組みに関する事業収益			
環境美化に関する事業収益			
地域緑化活動に関する事業収益			
地域コミュニティの活性化に関する事業収益		0	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益		0	
経常収益計			251,268
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
業務委託費			
諸謝金			
印刷製本費	9,200		
会議費			
旅費交通費			
通信運搬費			
消耗品費	152,022		
水道光熱費			
地代家賃			
賃借料	18,000		
保険料	37,520		
租税公課			
その他経費計	216,742		
事業費計		216,742	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費			
消耗品費	16,500		
通信運搬費			
旅費交通費			
支払利息			
その他経費計	16,500		
管理費計		16,500	
経常費用計			233,242
当期経常増減額			18,026
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計		0	
当期正味財産増減額			18,026
前期繰越正味財産額			5,502
次期繰越正味財産額			23,528